令和6年度 固定資産税(償却資産)申告の手引き

四日市市役所 財政経営部 資産税課

市税業務につきましては、日頃からご協力をいただきありがとうございます。さて、固定資産税のうち「償却資産」の所有者は、令和6年1月1日(賦課期日)現在所有する「償却資産」について 令和6年1月31日 (水) までにその資産の所在する市町村長に申告していただくことになります。 <地方税法第383条>つきましては、この手引きをご参照のうえ、正しく申告していただきますようお願いします。

1. 申告していただく方

令和6年1月1日現在、四日市市内で工場や店舗などを経営している、またはアパートや駐車場を貸し付けているなど、法人や個人で事業を行っている方のうち「償却資産」を所有している方。 償却資産とは、法人や個人が事業を営むために所有している構築物、機械、工具、器具、備品等の固定資産で、土地・家屋と同じく固定資産税がかかります。

2. 申告期限 令和6年1月31日(水)

窓口(四日市市役所本庁舎2階④番窓口)での受付は、**令和6年1月4日(木)**から開始いたします。 期限間近になりますと混雑が予想されますので、**1月19日(金)**頃までにご提出くださいます ようご協力をお願いします。

- 3. 提出していただく書類
- (1)「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」の提出用
 - ・・・・・・ すべての方(自社電算による独自の用紙でも提出いただけます)
 - ※前年中に資産の増減がない場合

「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」の備考欄の1を○で囲んで提出してください。

※1月1日現在に廃業または解散等の場合

「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」の備考欄の3を○で囲んで提出してください。

※1月1日現在に申告対象となる償却資産を所有していない場合

手引きの2ページ下段をご覧ください。

- (2)「種類別明細書(増加資産・全資産用)」の提出用と入力用
 - ・・・・・・ 増加資産のある方、全資産申告をされる方、初めて申告される方
- (3)「種類別明細書(減少資産用)」の提出用と入力用
 - ・・・・・・ 減少資産のある方
- 4. 申告先及び問い合わせ先

〒510-8601(四日市市役所個別郵便番号) 三重県四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 財政経営部 資産税課 管理償却資産係 TEL(直通):059-354-8139 ※郵送で申告される方へ

「**償却資産申告書(償却資産課税台帳)」の控用に受付印が必要な方**は、控用も一緒にお送りください。その際、**返信用封筒に切手を貼って同封**してくださるようお願いします。

〇インターネットからの申告について

令和5年中(令和5年1月2日~令和6年1月1日)に**償却資産の増減がない方、該当資産がない方、 廃業・解散・転出等をされた方**は下記のURL及びQRコードから令和6年度償却資産の申告を 行うことができます。

URL https://logoform.jp/form/7p72/290431

QRコード



目 次

0	個ノ	、番号・法人番号の記入について	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
~第	1 部	~ 償却資産について、まずお読みください										
	I	償却資産のあらまし										
	1	. 償却資産とは	•	•	•				•	•	•	4
	2	. 申告の対象とならない償却資産	•	•	•				•	•	•	5
	3	. 国税との主な違い	•	•	•				•	•	•	6
	4	. 建築設備の家屋と償却資産の区分		•					•	•	•	7
	5	. 課税標準の特例と非課税	•	•					•	•	•	9
	I	税額の計算										
	1	. 評価額の計算方法									•	10
	2	. 納税義務者・課税標準額・免税点・税額・納期		•					•	•	•	11
	Ш	閲覧制度と納税通知書の送付について	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
~第	2部	~ 申告書類の記入要領について										
	I	償却資産申告書記入要領	•	•	•				•	•	•	12
	п	種類別明細書(増加資産・全資産用)記入要領				•		•			-	14
	ш	種類別明細書(減少資産用)記入要領	•	•	•	•	•	•	•	•	-	16
	実均	也調査協力のお願い	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
	=	ヽ企業者等が新規取得した先端設備等に係る E資産税(償却資産)の課税標準の特例制度について	•	•		•	•	•	•	•	•	18

償却資産を所有していない事業主の方へ

申告書が送られてきた方のうち、申告対象となる償却資産を所有されていない方は、「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」の備考欄の「2 該当資産なし」を〇で囲み、提出してください。

なお、今年度「2該当資産なし」と申告された方には、来年度以降、申告書は送付いたしませんので、資産が増えたときは資産税課管理償却資産係までご連絡ください。

個人番号・法人番号の記入について

償却資産申告書(償却資産課税台帳)を提出いただく際には、個人番号・法人番号を申告書に ご記入ください。

なお、償却資産申告書への<u>個人番号・法人番号の記入が無い場合でも、申告書は有効なもの</u> として受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書 への個人番号の記入は無かったものとして受理いたしますので、予めご了承ください。

1. 個人の方について

① 本人確認資料の添付について

マイナンバー法に定める本人確認(番号確認+身元確認)を実施します。

以下の確認資料の写し(コピー)を添付のうえ、提出していただきますようお願いいたします。窓口での申告の場合、コピー提出の代わりに確認資料を提示していただき、職員が確認させていただきます(この場合、写しの提出は不要です)。

○本人が申告書を提出する場合

	番号確認資料(いずれか 1 点)	身元確認資料(いずれか 1 点)
窓口	・マイナンバーカード(うら面)	・マイナンバーカード(おもて面) ■ ************************************
· 郵 送	・通知カード・住民票(個人番号付き) 等	・運転免許証 ・プレ印字された申告書(※) 等

[※] 四日市市が送付した申告書(住所、氏名、所有者コードが印字してあり、住所、氏名の訂正がないこと)を使用して申告する場合、身元確認資料は不要です。

〇本人以外の代理人が提出する場合

	<u>本人の</u> 番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認資料
	(いずれか 1 点)	(いずれか 1 点)	(いずれか1点 <u>原本)</u>
窓□・郵送	・本人のマイナンバーカード(うら面)・本人の通知カード・本人の住民票(個人番号付き) 等	・代理人のマイナンバーカード(おもて面)・代理人の運転免許証・代理人の税理士証票 等	・税務代理権限証書(<u>原本)</u> ・委任状(<u>原本)</u> 等

○電子申告(エルタックス)の場合

本人提出、代理人提出の場合も本人確認資料の添付は不要です。(電子証明書等で確認します)

2. 法人の方について

本人確認資料(番号確認・身元確認)の添付は必要ありません。

3. 共有の方について

個人番号又は法人番号の記入は必要ありません。

I 償却資産のあらまし

1. 償却資産とは

固定資産税の課税対象となる「償却資産」とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の金額の計算上、損金または必要な経費に算入されるものをいいます。

	種	類	主 な 物 件 名 (例 示)
第 1 種	構	築物	橋、岸壁、桟橋、ドック、軌道、貯水池、水槽、側溝、打込井戸、門、塀フェンス、独立したキャノピー、庭園、緑化施設、舗装道路、舗装路面、駐車場舗装、煙突、広告塔、ネオン塔、その他土地に定着する設備など、貸借人が施工した建築設備など(7~8ページ参照)
第 2 種	機械:	および装置	モーター等の電気機械、化学装置、工作機械、土木機械、建設機械、印刷機械、燃焼装置、冷凍機、運搬設備(コンベアー、捲上機、起重機など)、 太陽光発電装置、その他物品の製造・修理のための設備など
第 3 種	船	舟白	一般船舶、漁船、モーターボート、ヨット、ボートなど
第 4 種	航	空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船など
第 5 種	車両	・運搬具	大型特殊自動車に該当するフォーク・リフト、ショベル・ローダなど、構 内運搬車、台車など(自動車税、軽自動車税の対象となるものは除く) ※詳しくは下の「小型特殊自動車と大型特殊自動車の区分」を参照
第 6 種	工具	器具備品	測定工具、検査器具、切削工具、打抜工具、電圧計、動力計、机、椅子、 応接セット、複写機、パソコン、プリンター、冷蔵庫、自動販売機、テレ ビ、ビデオ、カラオケ、冷暖房機器、音響機器、理美容機器、医療機器、 厨房用品、電話設備、コンテナ、金庫、ボンベ、ドラム缶など

(1)特殊自動車の取扱い

フォーク・リフト、ショベル・ローダ、ロード・ローラ、ホイール・クレーン等の事業用の特殊自動車にかかる税は、その規格により小型特殊自動車と大型特殊自動車に区分されています。 小型特殊自動車は軽自動車税(種別割)、大型特殊自動車は償却資産として固定資産税の対象となります。

<参考> 小型特殊自動車と大型特殊自動車の区分

	小型特殊自動車	大型特殊自動車
車両の長さ	4. 7メートル以下	左記の規格を
車両の幅	1. 7メートル以下	ひとつでも超えるもの
車両の高さ	2.8メートル以下	ナンバー取得車は分類番号が次のもの 0、00~09、000~099
最高速度	時速15キロメートル以下	9, 90~99, 900~999

軽自動車税(種別割)	固定資産税(償却資産)
軽自動車税の申告をしてナンバー交付を 受けてください(ナンバーは道路を走行 しない場合でも必要です)。	償却資産として申告してください(ナン パーの有無にかかわらず申告してください)。

※農耕作業用自動車の場合は大きさの要件がなく、最高速度が時速35キロメートル未満のものは小型特殊自動車となります。

(2)「遊休資産」「未稼動資産」の取扱い

一時的に稼動停止している「遊休資産」、及び取得後まだ稼動していない「未稼働資産」でも 事業の用に供することが可能な資産(今後使用可能なもの)は、申告の対象となります。

(3)「償却済み資産」「簿外資産」の取扱い

減価償却が終了した資産(「償却済み資産」)や「簿外資産」でも、その資産をまだ事業の用に供しているか、または事業の用に供することが可能なものであれば、申告の対象となります。

(4)「現実に減価償却を行っていない資産」の取扱い

現実に減価償却をおこなっていない資産であっても、本来減価償却が可能な資産であれば、償 却資産として申告の対象となります。

(5)「法人税」または「所得税」が課されない法人または個人が所有する資産の取扱い

「法人税」または「所得税」が課されない法人または個人が所有する資産であっても、地方税 法の規定により償却資産に該当するものは、すべて申告の対象となります。

(6)「建設仮勘定」の取扱い

企業会計上、「建設仮勘定」として経理されている資産であっても、その一部または全部が、 賦課期日(1月1日)現在において実際に事業の用に供しているか、または事業の用に供すること ができる状態にある場合には、これに対応する金額が申告の対象となります。

(7)「割賦販売等で購入した資産」の取扱い

「所有権留保付割賦販売」によって購入した資産を事業の用に供しているか、または事業の用に供することができる状態にある場合には、買主の方から申告していただきます。

(8) リース契約等により「貸し付けている資産」の取扱い

リース契約等により、他の事業者に事業用として貸し付けている資産については、その資産の 使用状況に関係なく、貸主の方から申告していただきます。

※<u>ただし、契約期間終了後、貸主から借主へ無償譲渡されることがあらかじめ定められている場合は、実質的に「所有権留保付割賦販売」となりますので、当初から借主の方から申告していただきます。</u>

(9) 駐車場やアパート、マンション等を経営されている方へ

駐車場やアパート、マンション等を経営されていて、賦課期日(1月1日)現在、事業用の償却 資産(アスファルト舗装、外構(フェンス)工事、植込工事、自転車置場、ごみ置場、屋外給排水、 ガス設備等)を所有されている場合、**これらの資産が申告の対象となります。**

2. 申告の対象とならない償却資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- (1) 自動車税・軽自動車税(種別割)の課税対象となるもの
- (2) 無形固定資産 (ソフトウェア、鉱業権、漁業権、特許権等)
- (3) 繰延資産(創立費、開業費等)

4

3. 国税との主な違い

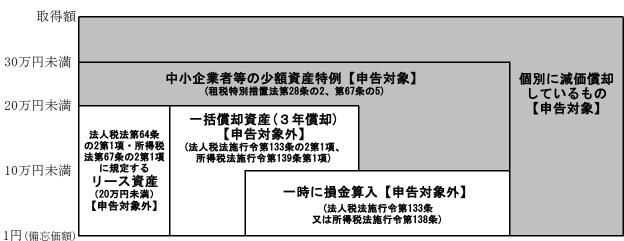
固定資産税(償却資産)は、国税の取扱いとは減価率等において相当異なる部分があります。

項目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国税の取扱い(所得税・法人税)
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	◇定率法(減価率は『固定資産評価基準』 で定められているもの<10ページの減 価率表>をご参照ください)	◇定額法・定率法の選択制 (建物並びに平成28年4月1日以降 に取得する建物付属設備及び 構築物を除く) 【定率法選択の場合】 ・H24.4.1以降に取得 定率法(200%定率法)を適用 ・H19.4.1からH24.3.31までに取得 定率法(250%定率法)を適用 ・H19.3.31以前に取得 旧定率法を適用
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度(注1)	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
増加償却(注2)	認められます	認められます(所得税・法人税)
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)まで
改良費(資本的支出)	区分評価(改良を加えられた資産と 改良費を区分して評価)	原則区分評価(改良を加えられた資産と 改良費を区分して評価)、一部合算も可
中小企業者等の少額資産の 損金算入の特例	金額にかかわらず認められません	認められます

- (注1) 圧縮記帳の制度は固定資産税(償却資産)では認められませんので、国庫補助金等で取得 した資産で取得価額を圧縮したものについては圧縮前の取得価額としてください。
- (注2) 所得税法もしくは法人税法の規定による増加償却が認められた資産は、償却資産についても増加償却が適用されますので、税務署長への届出書の写しを提出してください。

<参考> 償却方法と取得価額による申告対象の一覧

税務会計上、取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの、取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの及び法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額20万円未満のものは申告の必要はありません。ただし、取得価額にかかわらず個別に減価償却しているもの、中小企業者等が平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得した取得価額30万円未満の「少額資産」について損金算入を選択できる特例制度(租税特別措置法第28条の2又は同法第67条の5の適用)は、固定資産税には適用されませんので、従来どおり耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえご申告ください(下図参照)。



4. 建築設備の家屋と償却資産の区分

(1) 建築設備の範囲

建築設備とは、電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備、空調設備、防災設備、運 搬設備など、家屋に附属して家屋の機能を発揮するための設備をいいます。

(2) 建築設備の家屋と償却資産の区分

建築設備は、固定資産の取扱い上、次の区分により家屋と償却資産とに分離して課税されます。

①家屋に含めて評価するもの

「家屋の所有者が所有する」もので、「家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって」「家屋の効用を高めるもの」をいいます。

- イ. 「家屋の所有者が所有する」とは、家屋の所有者が当該建築設備の所有権を有するものを いいます。
- ロ. 「家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって」の判断について
 - a. 当該家屋の特定の場所に固定されているものをいいます。 取り外しが容易で、別の場所に自在に移動できるものは家屋に含みません。
 - b. 屋外に設置された配線および配管や家屋から独立して設置された焼却炉などは、家屋と 構造上一体となっているものではないので含みません。
 - c. 給湯器や空調設備の室外機など屋外に設置されたものであっても、配線および配管などにより屋内の機器と一体となって一式の建築設備としての効用を発揮しているものについては、当該一式の建築設備について判定します。
 - d. 電球や蛍光管のような消耗品に属するものは含みません。
- ハ. 「家屋の効用を高めるもの」とは、当該建築設備を備えることによって、家屋自体の利便性が高まるものをいいます。したがって、特定の生産又は業務の用に供されるものは、家屋の評価に含みません。

例えば、店舗のネオンサイン、病院における自家発電設備、工場における受変電設備、冷凍倉庫における冷凍設備、ホテルにおけるエレベーターの受変電設備、厨房設備、洗濯設備等がこれに該当します。

②償却資産として申告していただくもの

上記①の「家屋の所有者が所有する」もので、「家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって」、「家屋の効用を高めるもの」という**3つの条件を全て満たす場合以外は償却資産**として申告していただくことになります。

「家屋の所有者が所有する」建築設備が償却資産として申告していただくものに該当するかどうかは、8ページの区分表を参考にしてください。

(3) 賃借人(テナント)等が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方(テナント)が、自ら事業の用に供するために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床などの仕上げ及び建具、配線・配管等は8ページの区分表にかかわらず賃借人の方(テナント)に償却資産として固定資産税が課税されます。<地方税法第343条第10項、四日市市税条例第54条第8項>

- ・賃借人の方(テナント)はこれらの設備を他の一般資産と併せて申告してください。
- ・設備の耐用年数について、耐用年数省令に応じた年数を記入のうえ申告してください。

(

* 償却資産と家屋の区分表

家屋と建築設備の所有者が同じ場合は、下表を参考にしてください。

区分	項目		償却資産として申告するもの	家屋に含めるもの
	受 変 電 設	備	自家発電用設備、受変電設備 (配線等も含む)	
	動力配線設	備	特定の生産又は業務用設備	左記以外のもの
電	電灯照明設	備	ネオンサイン、投光器、 スポットライト、 家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備
気	電話配線設	備	電話機、交換機等の装置・器具類	配管、配線、ボックス類
設	インターホン設	備	インターホン器具、マイクロホン、 アンプ等の装置・器具類	配管、配線、ボックス類
	電気時計設	備	時計、配電盤等の装置・器具類	配管、配線、ボックス類
備	中央監視制御装	置	制御装置(配線等を含む)	
	拡 声 器 配 線 設	備	マイクロホン、スピーカー、 アンプ等の機器	配管、配線、ボックス類
	工業用テレビ配線設	備	テレビ、カメラ	配管、同軸ケーブル、接栓、 ボックス類
衛	給 排 水 設	備	特定の生産又は業務用設備、屋外 水道管、屋外排水管、独立給水槽	左記以外の設備
生	ガ ス 設	備	特定の生産又は業務用設備、 メーターから外側の配管	左記以外の設備
設	給 湯 設	備	局所式給湯設備	中央式給湯設備
備	し尿浄化槽設	備	右記以外の設備	家屋と一体となっている設備
	衛 生 設	備		設備一式
空調設	冷暖房装	置	ルームエアコン	パッケージエアコン、 中央熱源方式によるもの
備	換 気 設	備		設備一式
	火 災 報 知 装	置	屋外の装置(配線等を含む)	屋内の装置(配線等を含む)
防災	消 火 装	置	消火器、避難器具、ホース及びノズル	消火栓設備、スプリンクラー設備等
設備	炭酸ガス消火装	置	炭酸ガスボンベ	炭酸ガスボンベ用架台、配管、 バルブ、ノズル、サイレン、押ボタン
	避雷針設	備		設備一式
運搬設備	運 搬 設	備	生産ライン用リフト、 ベルトコンベアー、 荷物用エレベーター、気送子	エレベーター、リフト、エスカレーター、気送管設備
特 殊	厨房設備、洗濯設	備	顧客の求めに応じるサービス設備 (百貨店、旅館、飲食店、病院等)	左記以外の設備
設 備	金庫	屝	夜間金庫	扉、格子戸、化粧版、マンホール扉
1/HI	簡易間仕切	り	床から天井に達しない程度のもの	床から天井に達する程度のもの

5. 課税標準の特例と非課税

(1) 課税標準の特例を受ける償却資産

地方税法に規定する一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます(下表参照)。このような資産を取得された場合は、償却資産申告書の「 11 課税標準の特例」欄の「有」を〇で囲み、種類別明細書(増加資産、全資産用)の課税標準の特例コード欄に下表右端の特例コードを記入し、当該資産に関する「関係官公庁へ提出した書類(設置届出書、設置許可書等)の写し」、「資産のカタログの写し」等を添付してください。適用要件の詳細については、資産税課管理償却資産係にお問い合わせください。

◆課税標準の特例の対象となる:	主な償却資産(抜料	‡) ◆	〇令和	13年度申告分より特例コードがす	を更になり	
設備の名称	取得時期	適用期間	課税率	地方税法適用条項	旧特例コード	特例コー
为航船舶			1/2	3 4 9 0 3 5	4 0 4	003
	R4. 4. 1 ~ R6. 3. 31		1/2	附則15②(わがまち特例)		101
	R2. 4. 1 ~ R4. 3. 31		1/2	R4改正法13④(わがまち特例)		080
	H30. 4. 1 ∼ R2. 3. 31		1/2	R2改正法14®(わがまち特例)	5 2 7	062
" (大気汚染指定物質の排出抑制施設)	H30. 4. 1 ∼ R2. 3. 31		1/2	R2改正法14®(わがまち特例)	5 2 8	063
	H28. 4. 1 ∼ H30. 3. 31		1/2	30改正法20②(わがまち特例)	5 1 2	047
	R4. 4. 1 ~ R6. 3. 31			附則15②		102
" (ゴミ処理)	R2. 4. 1 ~ R4. 3. 31		1/2	R 4 改正法 1 3 ④		081
	H30. 4. 1 ∼ R2. 3. 31			R 2 改正法 1 4 ⑧	5 2 9	064
	R4. 4. 1 ~ R6. 3. 31	無期限	2/3	附則 1 5 ②		103
』(一般廃棄物)	R2. 4. 1 \sim R4. 3. 31		2/3	R 4 改正法 1 3 ④		082
	$H30.4.1 \sim R2.3.31$			R 2 改正法 1 4 ⑧	5 3 0	065
	R4. 4. 1 ~ R6. 3. 31			附則 1 5 ②		104
" (産業廃棄物処理施設 廃石綿等)	R2. 4. 1 \sim R4. 3. 31	4	1/2	R 4 改正法 1 3 ④		083
	$H30.4.1 \sim R2.3.31$		-	R 2 改正法 1 4 ⑧	5 3 1	066
	R4. 4. 1 ~ R6. 3. 31		1/3	附則 1 5 ②		105
" (産業廃棄物処理施設)	R2. 4. 1 \sim R4. 3. 31		1/3	R 4 改正法 1 3 ④		084
	$H30.4.1 \sim R2.3.31$	4		R 2 改正法 1 4 ®	5 3 2	067
下水道除害施設	R4. 4. 1 ~ R6. 3. 31			附則15②(わがまち特例)		106
大規模地震防災対策用資産(地対法等指定地域)	R2. 4. 1 \sim R8. 3. 31	3年間		附則 1 5 ⑤		086
流通業務総合効率化事業による倉庫附属機械設備				附則15①		107
充通業務総合効率化事業による倉庫附属機械設備	R2. 4. 1 ~ R4. 3. 31			R 4 改正法 1 3 ③		087
流通業務総合効率化事業による倉庫附属機械設備		5 年間	-	R 2 改正法 1 4 ⑦	5 1 5	050
流通業務総合効率化事業による貨物運送設備	R2. 4. 1 \sim R4. 3. 31		-	R 4 改正法 1 3 ③		088
充通業務総合効率化事業による貨物運送設備	H28. 10. 1 \sim R2. 3. 31		3/5	R 2 改正法 1 4 ⑦	5 1 6	051
流通業務総合効率化事業による貨物運送設備 (小規模総合効率化事業者)	R2. 4. 1 ~ R4. 3. 31		3/5	R 4 改正法 1 3 ③		089
写生可能エネルギー発電設備(太陽光1,000kw未満)(※1)	R2. 4. 1 ~ R6. 3. 31		2/3	附則15ሬ૭ (わがまち特例)		090
写生可能エネルギー発電設備(太陽光1,000kw以上)(※1)	R2. 4. 1 ~ R6. 3. 31	3年間	3/4	附則1553 (わがまち特例)		108
熟電併給型動力発生装置	H31.4.1 ∼ R3.3.31		11/12	R 3 改正法 1 2 ⑥	5 4 4	079
家庭的保育事業の用に供する資産	(※2)		1/2	349の3⑦ (わがまち特例)	5 2 2	057
居宅訪問型保育事業の用に供する資産	(※2)	無期限	1/2	349の328 (わがまち特例)	5 2 3	058
事業所内保育事業の用に供する資産	(※2)	1	1/2	349の329 (わがまち特例)	5 2 4	059
企業主導型保育事業の用に供する資産	H29. 4. 1 ∼ R6. 3. 31	5年間	1/3	附則1532 (わがまち特例)	5 2 5	060
	R3. 4. 1 ~ R5. 3. 31			附則64 (わがまち特例)		109
中小企業者等が新規取得した先端設備等	H30. 6. 6 ∼ R3. 3. 31	3年間	ゼロ	R 3 改正法 1 2 ⑦	5 4 3	078
中小企業者等が新規取得した先端設備等 ※詳細については、18ページ参照	R5. 4. 1 ~ R7. 3. 31		1/2	附則 1 5 億		113
中小企業者等が新規取得した先端設備等	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	5年間	1/3	附則 1 5 45		114
(賃上げ方針の表明をした場合) ※詳細については、18ページ参照	R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31	4年間	1/3	附則 1 5 億		115

<地方税法適用条項欄 凡例>

8

³⁴⁹の3⑤: 第349条の3第5項 附則15①: 本法附則第15条第1項 30改正法20②: 平成30年度改正法附則第20条第2項

^{※1} 太陽光発電装置の場合、自家消費型で、再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付決定を受けたものに限ります。

^{※2} 認可を受けた時点での資産、及び認可を受けた日以後に取得する資産

[○]再生可能エネルギー発電設備(風力、水力、地熱、バイオマス)の特例制度については、 資産税課管理償却資産係へお問い合わせください。

[※]上記適用は令和5年4月1日現在ですので、延長または変更されることがあります。詳細につきましては、 管理償却資産係までお問い合わせください。

(2) 非課税となる資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備える償却資産については、固定資 産税が課税されません。このような資産を所有されている方は、「非課税資産認定申請書」を提出 してください。前年前取得の資産についても「非課税資産認定申請書」は毎年提出していただく必 要がありますが、添付書類は不要です。なお、非課税資産を所有する方は「非課税資産認定申請書」 を送付しますので、資産税課管理償却資産係までご連絡ください。

Ⅱ 税額の計算

1. 評価額の計算方法

- ・ 申告していただいた資産を下記に示す「固定資産評価基準に定められた評価額の計算方法」に 基づいて1件ずつ計算し、賦課期日(1月1日)現在の評価額を算出します。
- ・ 資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして評価額を算出します。
- ・ 個々の資産について算出した評価額の合計額が償却資産の「決定価格」となります。

固定資産評価基準に定められた評価額の計算方法

前年中に取得したもの	取得価額 \times ($1-減価率\times \frac{1}{2}) \divideontimes$
前年前に取得したもの	前年度評価額 × (1-減価率) ※

)内の率を減価残存率といいます。()内は最後に小数点以下第4位を切り捨てます。

評価額の計算の注意点

平成19年度税制改正において、法人所得課税における減価償却制度の見直しがありましたが、 固定資産税の償却資産については、従来の評価方法が維持されていますので、評価額の算出の際 には以下の点にご注意ください。

- ◎下の減価率(「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第七の旧定率法と同じ値)に基 づいて算出してください。
- ◎評価額の最低限度額は取得価額の5%になります。算出した評価額が取得価額の5%を下回る 場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

*減価率 (固定資産評価基準別表15 耐用年数に応ずる減価率表より抜粋)

耐用年数	減価率	耐用年数	減 価 率	耐用年数	減 価 率
		11	0. 189	21	0. 104
2	0.684	12	0. 175	22	0.099
3	0. 536	13	0. 162	23	0.095
4	0. 438	14	0. 152	24	0.092
5	0. 369	15	0. 142	25	0.088
6	0.319	16	0. 134	30	0.074
7	0. 280	17	0. 127	35	0.064
8	0. 250	18	0. 120	40	0.056
9	0. 226	19	0.114	45	0.050
10	0. 206	20	0.109	50	0.045

2. 納税義務者·課税標準額·免税点·税額·納期

(1) 納税義務者

毎年1月1日現在の償却資産の所有者をいいます。

(2) 課税標準額

四日市市に所在する賦課期日(1月1日)現在の全資産の決定価格の合計額をいいます。ただし、 課税標準の特例の規定が適用される場合は、適用後の額が課税標準額となります。

(3) 免税点

課税標準額が、150万円未満の場合は課税されません。ただし、150万円未満であっても 申告は必要です。

(4) 税 額

税額は、課税標準額(千円未満切り捨て)に税率をかけて求めます。(百円未満切り捨て)

(5)納期

2

税額を4回の納期(4月、7月、12月、翌年2月)に分けて納めていただきます。ただし、提出期限 後に申告書を提出された場合等には、必ずしも上記の日程で処理できないことがあります。

計算例

種類

資産の名称

アスファルト舗装

エアコン

次の資産内容の場合、固定資産税(償却資産)は、下記のように計算されます。

4 令和5年5月

(合 計)

数量	取得年月	取得価額	耐用 年数	減価残存率 (※)	評価額
1	令和5年5月	3, 000, 000	10	0.897	2, 691, 000

639, 920

※減価残存率は10ページ、評価額の計算方法の()内の率

0.840 537, 532 **◄** 3, 228, 53

課税標準額(千円未満切り捨て) × 税率(1.4/100) = 税額(百円未満切り捨て) = 45,192 ⇒ 45,100円 3, 228, 000 0.014 X

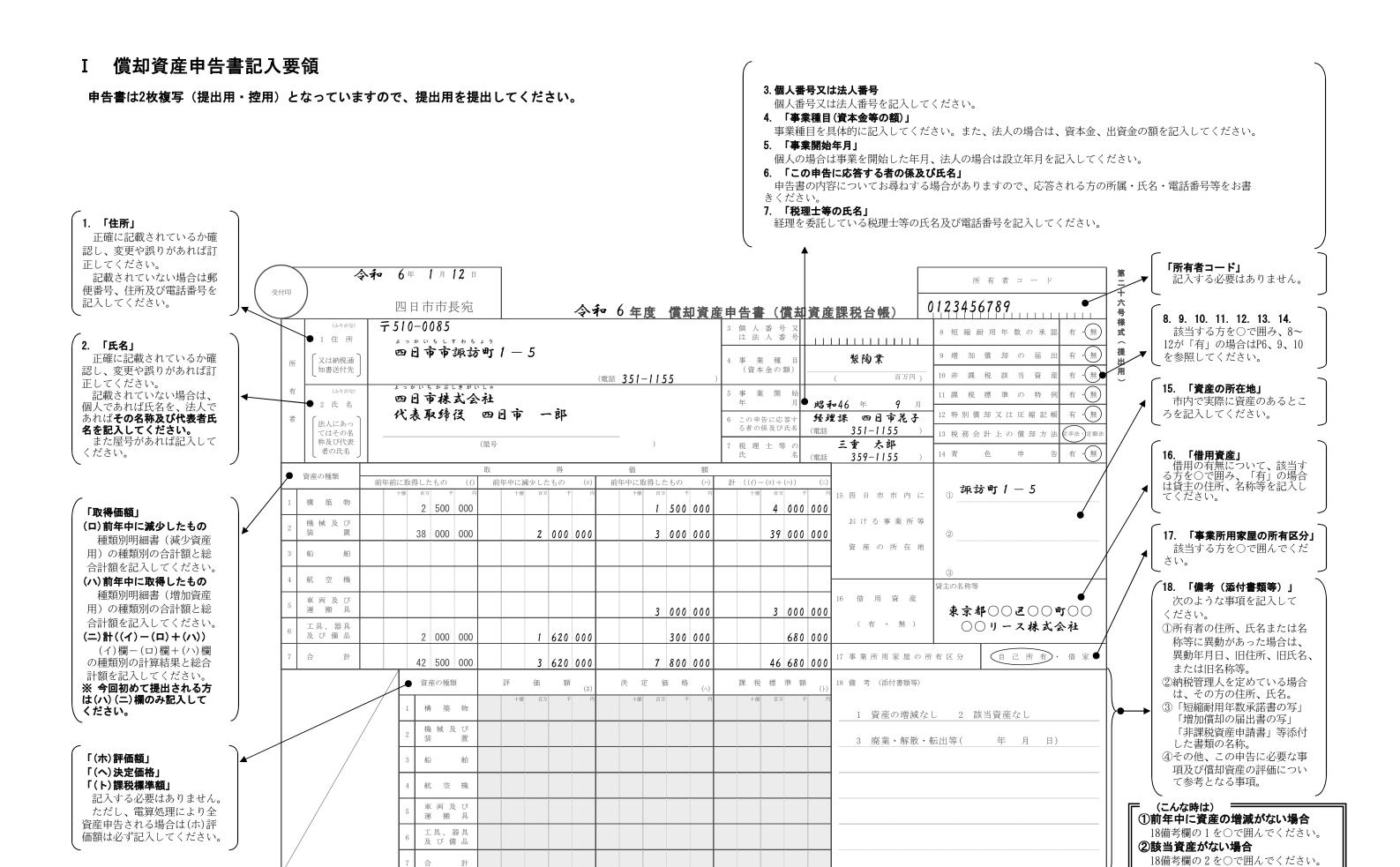
期別毎の税額については、年間の税額を納期の数で割って、1,000円未満の端数が生じた場合 は、その端数を第1期の納付額に合算します。

年税額	第1期	第2期	第3期	第4期
45,100(円)	12,100(円)	11,000(円)	11,000(円)	11,000(円)

Ⅲ 閲覧制度と納税通知書の送付について

申告物件の評価額および課税標準額等を登載した、令和6年度償却資産課税台帳(評価調書)は、 4月1日以降に閲覧することができます。なお、評価調書1件につき200円の閲覧手数料が必要とな ります。ただし、縦覧期間中(令和6年4月1日~第1期分の納期限の日)は無料です。納税通知書の 発送は4月初旬の予定です。

- ※ 縦覧期間については、決定次第「広報よっかいち」等でお知らせします。市外の方は、四日 市市のホームページをご覧いただくか、1ページ記載の問い合わせ先までご連絡ください。
- ※ 提出期限後に申告書を提出された方については、4月1日までに税額決定が間に合わない場合 がありますので、ご了承ください。



13

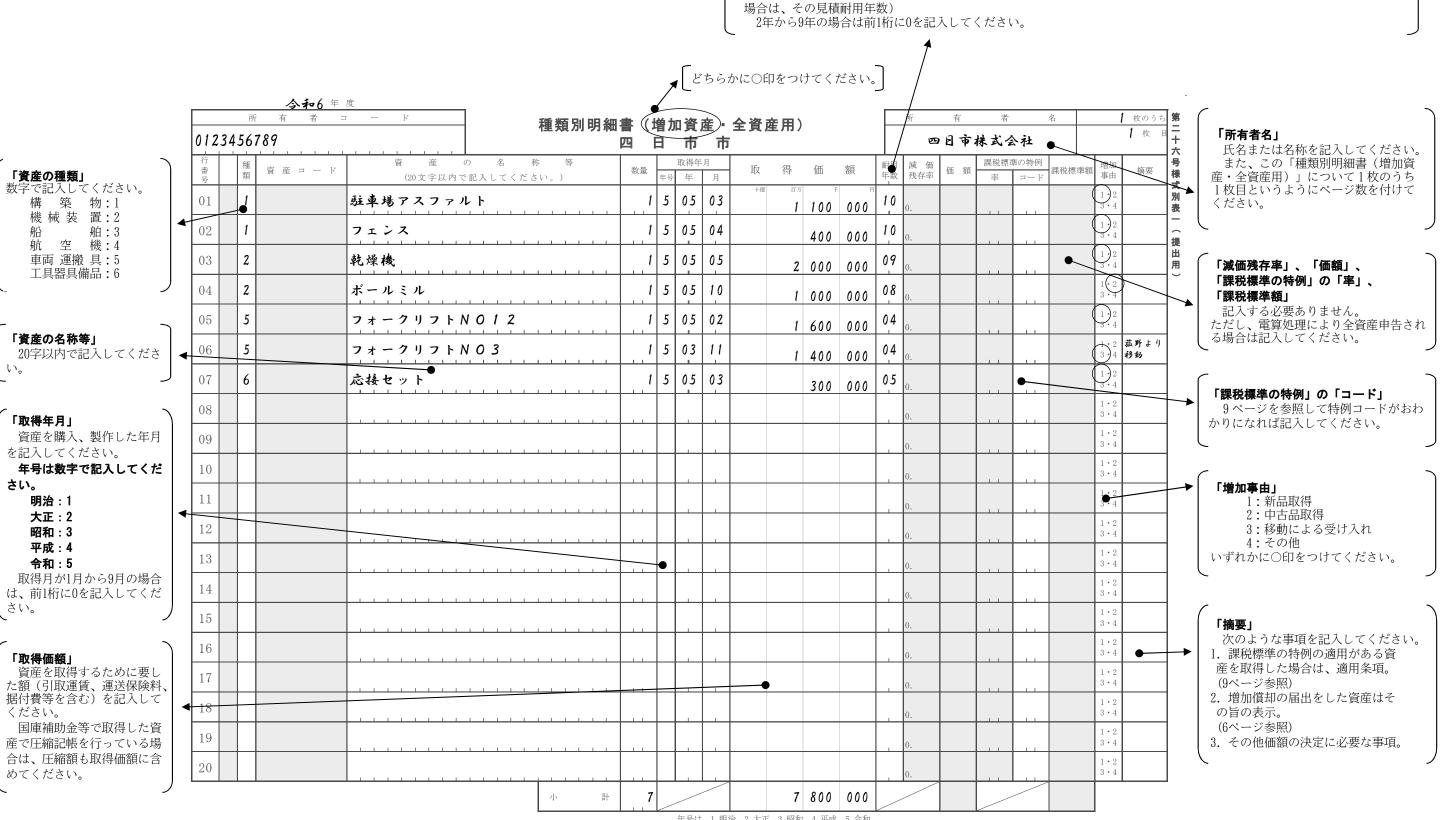
③1月1日現在に廃業、解散等の場合 18備考欄の3 を○で囲み、その年月

日を記入してください。

Ⅱ 種類別明細書(増加資産・全資産用)記入要領

令和5年1月2日から令和6年1月1日までに取得した資産を記入してください。 初めて申告される方や毎年全資産申告されている方は、市内に所有するすべての資産を記入してください。課税標準の特例の適用がある資産を取得した場合もこの用紙に記入し「摘要」欄に適用条項を記入してください。

3枚複写(提出用・入力用・控用)となっていますので、上2枚を提出してください。



「耐用年数」

注意「増加事由」の欄は、1. 新品取得、2. 中古品取得、3. 移動による受入れ、4. その他のいずれかに〇印を付けてください。

14

耐用年数表に定める耐用年数を記入してください。(中古資産等を取得し、税務会計上見積耐用年数によっている

Ⅲ 種類別明細書(減少資産用)記入要領

16

令和5年1月2日から令和6年1月1日の間に減少した資産を記入してください。 記入にあたっては、前回の申告に基づいた「償却資産種類別明細書(資料用)」を同封してありま すので、そちらより転記してください。 「取得価額」 今までの申告内容を訂正する場合は、同封してあります「償却資産種類別明細書(資料用)」を参 減少した資産の取得価額を記入してく 考に、訂正後の内容をこの用紙に記入してください。また「償却資産種類別明細書(資料用)」の資 「所有者名」 ださい。資産の一部が減少した場合は、 産コードを転記し、訂正した内容を摘要欄に記入してください。 氏名または名称を記入してください。 減少分の取得価額を記入してください。 3枚複写(提出用・入力用・控用)となっていますので、上2枚を提出してください。 また、この「種類別明細書(減少資産 用)」について1枚のうち1枚目という ようにページ数を付けてください。 **今和6**年度 種類別明細書 (減少資産用) 「抹消コード」(申告内容訂 0123456789 四日市株式会社 四日市市 正の場合) 今までの申告内容を訂正す 取 得 抹消コード 数量 価 減少の事由及び区分 資産の名称等 要 る場合は同封の「償却資産種 「摘要」 類別明細書(資料用)」の資 **09** 1 · 2 · 3 · 4 1・2 |耐用年數訂正 ● 申告内容を訂正する場合は、 0025600101 プレス 産コードを転記してください。 その内容を記入してください。 02 0025600102 ろくろ **09** | 1 · 2 · 3 · 4 1.2 耐用年數訂正 03 1 • 2 • 3 • 4 2 000 000 12 1 2 · 3 · 4 1 2 「抹消コード」 1 3 63 01 04 0025600106 乾燥機 「償却資産種類別明細書 100 000 05 1 2 3 · 4 (資料用)」の資産コード 1 4 02 07 0065000201 コピー機 を転記してください。 1 520 000 04 1 2 · 3 · 4 10台のうち8台 🗨 1 (2) 10台のリット を<u>A社へ売却</u> 8 4 16 08 06 0068000101 パリコン ▲ !資産の一部が減少した場合 07 1 • 2 減少の区分の2を○で囲んでくださ 「数量」 い。減少分の数量・取得価額、減少 減少した資産の数量を記 1 • 2 • 3 • 4 の事由を記載してください。 入してください。 (例:パソコン10台のうち、8台を 09 1 · 2 · 3 · 4 別会社へ売却した場合) 10 1 • 2 • 3 • 4 1 • 2 1 • 2 1 • 2 • 3 • 4 「取得年月」 「償却資産種類別明細書 1 • 2 1 • 2 • 3 • 4 「減少の事由及び区分」 (資料用)」より転記して 該当する番号を○で囲んでください。 ください。 13 1 · 2 · 3 · 4 1 • 2 減少の事由 1:売却 年号は数字で記入してく 2:減失 14 1 • 2 • 3 • 4 1 • 2 ださい。 3:移動 明治:1 4:その他 15 1 • 2 1 · 2 · 3 · 4 大正:2 減少の区分 1:全部 昭和:3 2:一部 1 • 2 16 1 • 2 • 3 • 4 平成:4 令和:5 17 1 · 2 · 3 · 4 1 • 2 18 1 · 2 · 3 · 4 1 • 2 19 1 · 2 · 3 · 4 1 • 2 1 • 2 • 3 • 4 10 3 620 000 減少の区分 1.全部、2.一部 注意「減少の事由」の欄は、1. 売却、2. 滅失、3. 移動、4. その他のいずれかに \bigcirc 印を付けてください。

実地調査協力のお願い

①実地調査及び帳簿確認調査について

四日市市では現在、地方税法第353条及び同法第408条の規定に基づいて、実地調査及び帳簿確認調査を順次進めています。所有されている償却資産について職員が事業所にお伺いしたり、電話や文書で帳簿(「固定資産台帳」、「減価償却資産明細書」、「貸借対照表」等の帳簿)のご提出を求めたりすることがありますので、その際はご理解とご協力のほどお願いします。

その結果、申告がなされていない資産があった場合や、申告内容に誤りがあった場合は、修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は資産の取得年に応じて遡及(最大5年度)することになりますので、あらかじめご承知ください。

②虚偽の申告をした場合又は申告をしない場合

正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第386条及び四日市市税条例第75条の規定により 過料を科せられることがあるほか、同法第368条及び同条例第72条の規定により、不足税額に加えて 延滞金を徴収されることがあります。また、虚偽の申告をされますと、同法第385条の規定により罰 金等を科せられることがあります。

中小企業者等が新規取得した先端設備等に係る 固定資産税(償却資産)の課税標準の特例制度について

中小企業者等が、**令和5年4月1日から令和7年3月31日まで**の期間内に、四日市市から 認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、一定の設備を新規取得した場合、その新規取得設 備に課税標準の特例が適用されます。

償却資産申告書(第26号様式)の「11 課税標準の特例」欄の「有」に○を付けて、種類別明細書(第26号様式別表1)の該当資産の摘要欄に「法附則第15条」と記載してください。 また、以下の書類も添付してください。

- ① 四日市市長に提出した先端設備等導入計画に係る認定申請書(写し)
- ② 四日市市長から交付された先端設備等導入計画に係る認定書(写し)
- ③ 認定経営革新等支援機関による事前確認書(写し)
- ④ 認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書(写し)

賃上げ表明「有り」の特例(特例割合:3分の1)を利用する場合は、上記①~④に加えて、 以下の書類も添付してください。

⑤ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面(写し)

リース会社が申告する場合は上記①~④に加えて、下記の書類も添付してください。

- ⑥ リース契約書(写し)
- ⑦ 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書(写し)

四日市市の償却資産(固定資産税)の申告は、eLTAXを利用して電子申告できます。

利用届出や申告手続き、休日運用日の情報は、eLTAXホームページ https://www.eltax.lta.go.jp/お問い合わせは、eLTAXヘルプデスク TEL:0570-081459

四日市市へのお問い合わせは、財政経営部資産税課 管理償却資産係

TEL:059-354-8139 FAX:059-354-8309

ホームページ:https://www.city.yokkaichi.lg.jp/